

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…四

告示(選)

- 台東区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………五

公告

- 開発行為に関する工事完了……………八
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…八
- 肥料検査成績の公表……………九
- …(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)…九
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………二
- …(東京都収用委員会)…二

告示

● 東京都告示第二百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

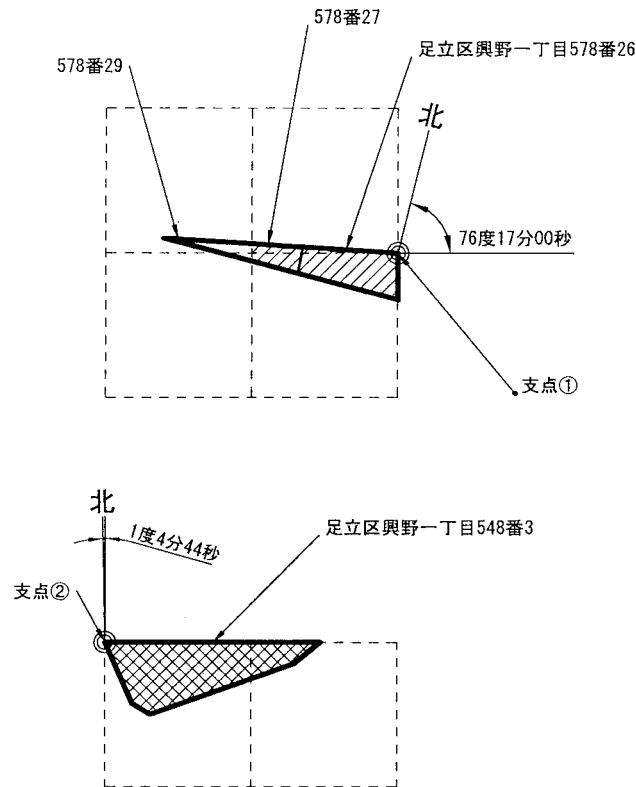
令和元年七月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区興野一丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

- 【支点】
- 支点①：足立区興野一丁目578番26の最北端とする。
 - 支点②：足立区興野一丁目548番3の最北端とする。

- 【格子の回転角度】
- 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
- 支点①：76度17分00秒
 - 支点②：1度4分44秒

●東京都告示第二百二十七号

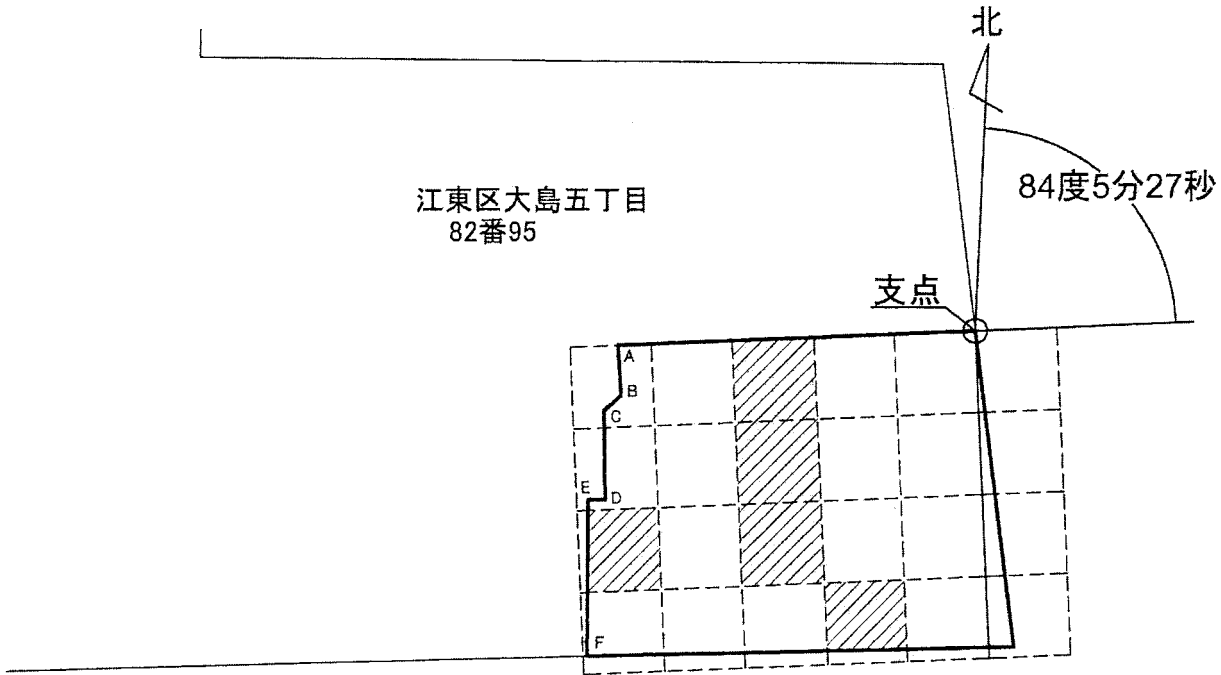
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度（84度5分27秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、江東区大島五丁目82番95のうちの点 (X:-34,771.995 Y:475.186) とする。

【境界点座標】

A	(X: -34,775.599 Y: 430.888)
B	(X: -34,782.242 Y: 431.549)
C	(X: -34,783.755 Y: 429.888)
D	(X: -34,794.786 Y: 430.456)
E	(X: -34,794.874 Y: 428.160)
F	(X: -34,812.873 Y: 428.867)

※支点及び境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第二百二十八号

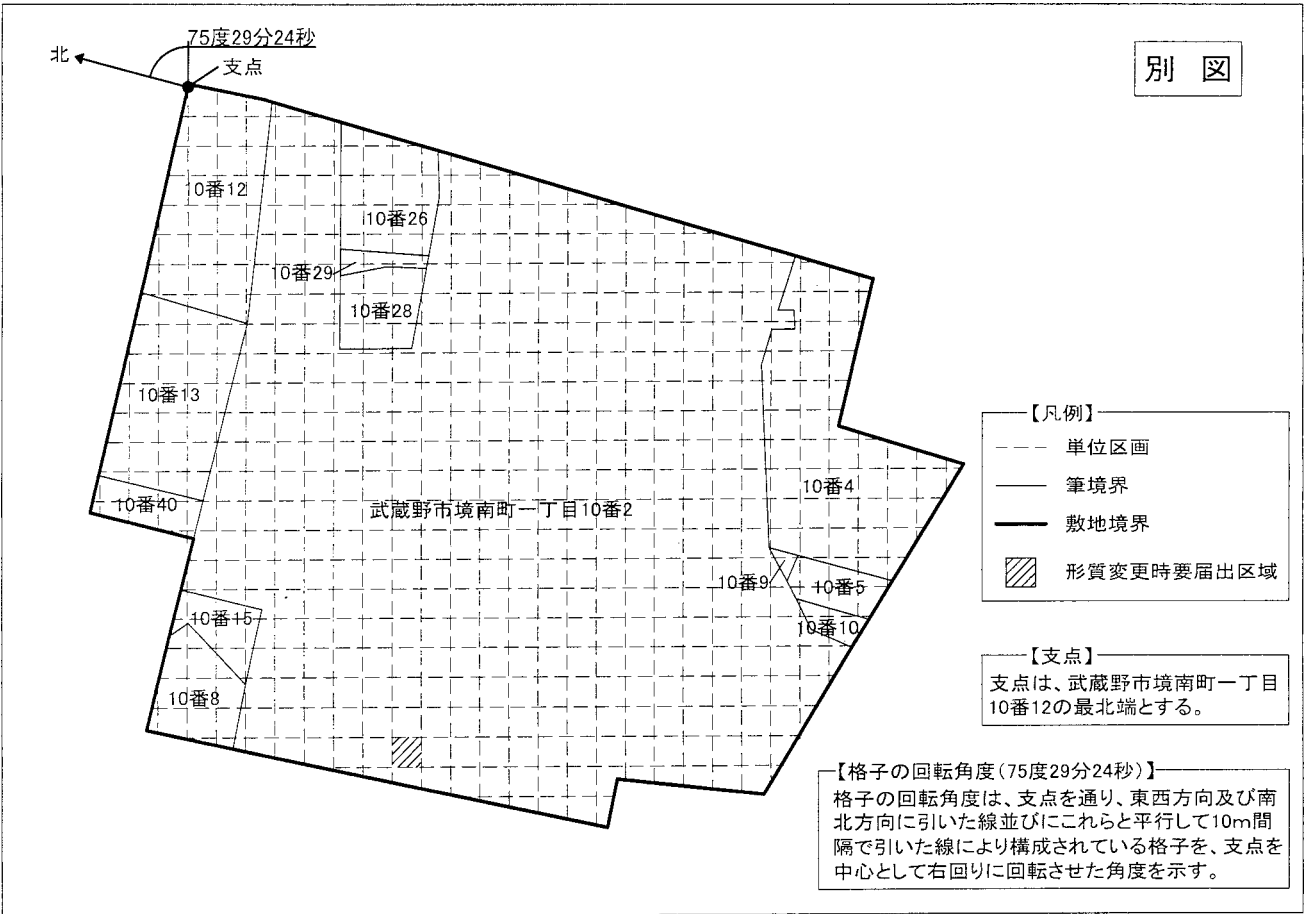
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（武蔵野市境南町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二百二十九号

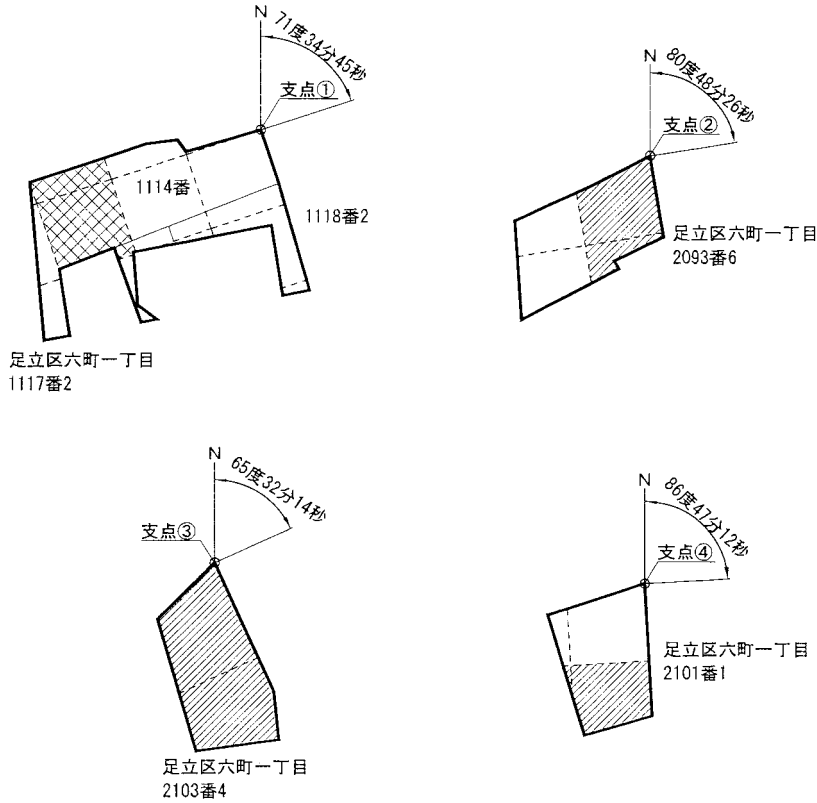
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町一丁目内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】
 支点①は、足立区六町一丁目1114番の最北端とする。
 支点②は、足立区六町一丁目2093番6の最北端とする。
 支点③は、足立区六町一丁目2103番4の最北端とする。
 支点④は、足立区六町一丁目2101番1の最北端とする。

【格子の回転角度】
 支点①は、71度34分45秒とする。
 支点②は、80度48分26秒とする。
 支点③は、65度32分14秒とする。
 支点④は、86度47分12秒とする。

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1031号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十三号

平成三十一年三月十七日執行の台東区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和元年七月十八日

東京都選挙管理委員会

3 1 選挙第 1 7 1 号

裁 決 書

審査甲立人 山口智顕

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年5月7日に提起された、平成31年3月17日執行の台東区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、再度の票の確認作業を求める申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙の再度の票の確認作業を求めるものであり、また、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、平成31年3月20日に台東区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年4月18日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人岡田ゆういちろうの当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

本件選挙における当選人と次点者の得票数の差はわずか4票であるが、開票作業は人力で行われ、かつ速報を考慮すると短時間で判断しなければならず、ミスが生じやすいため、無効票も有効票になったり、その逆もあると推測されるとして、区委員会に対し再度の票の確認作業を求めたが、区委員会は開票を適正に遂行したため違法はないと決定した。

しかし、区委員会の決定内容は納得できるものではないため、再度の票の確認作業をするとともに、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とすることを求める。

また、本件選挙よりも長い開票時間が費やされた選挙における審査の申立てに対して、東京都選挙管理委員会が「票の再調査」を行った先例もあるため、本件審査の申立ても認められると思われる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、区委員会からは弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第 1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することをもって、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭

和28年2月17日判決など)。
 2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否かを検討する。
 申立人は、無効票も有効票になったり、その逆もあると推測されると主張する。

しかし、区委員会は、本件選挙の選挙会の開催にあたって、その場所及び日時、開票事務を選挙会の事務に併せて行うことの告示や選挙会に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助し、その公正な執行を確保することを任務とする選挙立会人の選任などを公職選挙法の規定に基づいて適法な手続で行っており、その上で、選任された9名の選挙立会人の参会を得て適法に選挙会が行われたことが認められる。このように、本件選挙の開票の手続が、公選法の規定に基づき適正に執行されていることは開票録等によって確認できるところ、申立人の主張は、それを裏付ける客観的かつ具体的な証拠はなんら提示していないから、単なる臆測にとどまるべきである。

したがって、この点について申立人の主張は理由がない。
 また、申立人は、再度の票の確認作業の実施を求めている。

しかし、公選法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に対する訴訟による争訟等を認めている(公選法第202条、第203条、第206条及び第207条)が、申立人が求める再度の票の確認作業を求める争訟は認めていない。

したがって、本件審査の申立てのうち、再度の票の確認作業を求めることは、公選法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審査の対象にならないものである。

第2 審理の結果

以上のとおり、本件審査の申立てのうち、再度の票の確認作業を求める申立ては、公選法に規定のない不適法な審査の申立てであるから、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、却下し、その余の申立ては、本件選挙における当選を無効とする事由は認められず、原決定を取り消す理由は

ないから、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり判決する。

令和元年6月26日

東京都選挙管理委員会
 委員長 宮崎 章

公選法第207条の規定により、この判決に不服があるときは、当委員会を被告として、この判決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年七月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

稲城市大字東長沼字四号千四百六十五号の一部
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

小平市鈴木町一丁目四百三十七番七、同番十及び四百三十八番十
埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四
株式会社住協
代表取締役 安永 久人

小平市小川町一丁目千九十五番十七及び同番十八の各一部
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克

東村山市久米川町二丁目三十八番七
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東久留米市小山五丁目千二百四十三番七、同番十三及び同番十八
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年七月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ダイバーシティ東京プラザ
- 二 店舗所在地 江東区青海一丁目一番十号
- 三 設置者名 青海Q区画特定目的会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者住所 中央区日本橋室町三丁目一番二十号
- 六 変更後の設置者住所 中央区日本橋一丁目四番一号
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 パンほか百二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 パンほか九十五名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社セブンイレブン・ジャパンほか三十七名

- 十 変更前の小売業者の住所 千代田区紀尾井町三番六号(株式会社イオンフォレスト)ほか
- 十一 変更後の小売業者の住所 中央区日本橋堀留町一丁目九番十一号(株式会社イオンフォレスト)ほか
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 井阪 隆一(株式会社セブンイレブン・ジャパン)ほか
- 十三 変更後の小売業者の代表者名 永松 文彦(株式会社セブンイレブン・ジャパン)ほか
- 十四 変更日 平成三十一年四月八日ほか
- 十五 届出日 令和元年六月二十五日
- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十七 縦覧期間 令和元年七月十八日から同年十一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 丸の内ビルディング
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目四番一号
- 三 設置者名 三菱地所株式会社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社オールドリバーほか八十八名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社オールドリバーほか七十九名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社花慶ほか三名

<p>八 変更前の小売業者の住所 台東区台東二丁目二十七番三号N SKビル2F(株式会社マザーハウス)</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 台東区台東一丁目十番七号(株式会社マザーハウス)</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 安原 俊一(株式会社花慶) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 安原 直樹(株式会社花慶) ほか</p> <p>十二 変更日 平成三十一年三月二十日ほか</p> <p>十三 届出日 令和元年六月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和元年七月十八日から同年十一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>業者の氏名又は名称 か十一名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 港区白金三丁目一番十三号(イー・エム・ボックス有会社) ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 港区白金四丁目三番三号(イー・エム・ボックス有会社) ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 エリン・ノーラン(ギャップジャパン株式会社) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 ステイブ・ブーン・セア(ギャップジャパン株式会社) ほか</p> <p>十二 変更日 平成三十年十月一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和元年六月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和元年七月十八日から同年十一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>の氏名又は名称 名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 E L C ジャパン株式会社</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 千代田区永田町二丁目十一番一号(E L G C 株式会社)</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 千代田区丸の内三丁目二番三号(E L C ジャパン株式会社)</p> <p>十 変更日 平成三十一年二月一日ほか</p> <p>十一 届出日 令和元年六月二十六日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和元年七月十八日から同年十一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>称</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 台東区台東二丁目二十七番三号N SKビル2F(株式会社マザーハウス)</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 台東区台東一丁目十番七号(株式会社マザーハウス)</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 安原 俊一(株式会社花慶) ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 安原 直樹(株式会社花慶) ほか</p> <p>十二 変更日 平成三十一年三月二十日ほか</p> <p>十三 届出日 令和元年六月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和元年七月十八日から同年十一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 新丸の内ビルディング</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内一丁目五番一号</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 アッシュ・ペー・フランス株式会社 ほか百四名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 アッシュ・ペー・フランス株式会社 ほか百四名</p> <p>七 変更を行った小売業者 イー・エム・ボックス有会社 ほか</p>	<p>一 店舗名 丸の内パークビルディング・三菱一号館</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目六番一号 ほか</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 E L G C 株式会社 ほか十四名</p> <p>六 変更後の小売業者 E L C ジャパン株式会社 ほか十四名</p>
<p>肥料検査成績の公表について</p> <p>肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。</p> <p>令和元年七月十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>					

特殊肥料

平成30年10月分から平成31年3月分まで

特殊肥料の 指定名	生産(輸入又は 販売)届出業者	届出名 (商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
動物の排せつ物	石坂 昌久	石坂活性鶏糞	2.9	5.6	5.2	63	561	19.6	11	11.0	
堆肥	指田 敏雄	たい肥	2.0	3.6	2.7	60	406	16.2	13	16.8	
堆肥	中村 陽一	牛糞たい肥	1.5	0.8	1.6	32	219	1.0	35	72.7	
堆肥	立山産業株式会社	エコファーム	1.7	0.8	0.7	33	113	6.1	23	43.9	
堆肥	竹内 孝司	牛糞堆肥	1.7	2.9	3.1	19	140	1.4	26	39.3	
堆肥	浅野 良仁	鶏ふんたい肥	3.3	7.6	5.3	51	610	12.6	10	25.0	
堆肥	金子 文利	土の精	2.8	2.0	9.0	35	173	4.3	10	46.7	
動物の排せつ物	数馬 武治	鶏糞肥料	3.0	5.3	3.6	63	515	17.4	10	14.4	
堆肥	オリンパス株式会社	オリンパス エコ ユーキ	3.0	0.7	0.6	3	7	2.4	17	3.1	
堆肥	鈴木 亨	牛糞堆肥	3.6	1.6	5.5	50	177	2.4	11	36.8	
堆肥	萩生田 喜晴	牛糞たい肥	2.2	2.0	3.8	30	131	4.2	15	66.6	
発酵米ぬか	中村 三盛	夢一番	2.7	6.0	2.4	7	79	1.1	18	10.5	
堆肥	大里興業有限会社	有機肥料大里	1.3	0.5	0.5	224	1482	3.3	18	54.5	
堆肥	公益財団法人いなぎグ リーンウェルネス財団	たい肥(落ち葉たい 肥)	1.6	0.8	0.4	27	90	5.9	20	70.1	
堆肥	河野 雄一	グリーンマート	0.7	0.2	0.5	13	47	1.5	70	40.8	
堆肥	萩生田 稔	牛糞発酵堆肥	3.2	4.7	3.0	66	257	3.8	11	61.3	
堆肥	町田市長	剪定枝たい肥	1.1	0.3	0.8	7	35	1.9	55	59.5	
堆肥	有竹 満次	有竹堆肥	1.9	2.4	2.9	22	139	2.0	20	66.4	
動物の排せつ物	中村 豊	有機倶楽部	3.0	5.5	4.2	187	541	6.4	13	43.9	
動物の排せつ物	小林 キヨ	鶏糞-有機肥料	2.6	10.8	4.3	28	301	17.4	10	16.0	
堆肥	山田 友章	立川有機	0.8	0.3	0.6	35	86	1.5	62	47.6	
堆肥	米津 元一	牛太郎	2.6	2.0	4.1	46	335	3.7	15	25.7	
堆肥	山本 薫	牛糞発酵堆肥	1.8	0.7	1.7	34	126	3.0	24	44.5	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
- 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和元年7月18日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

- 1 起業者の名称 北区
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業区画街路北區画街路第3号線及び幹線街路補助線街路第157号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和元年6月28日

別記のとおり

別記

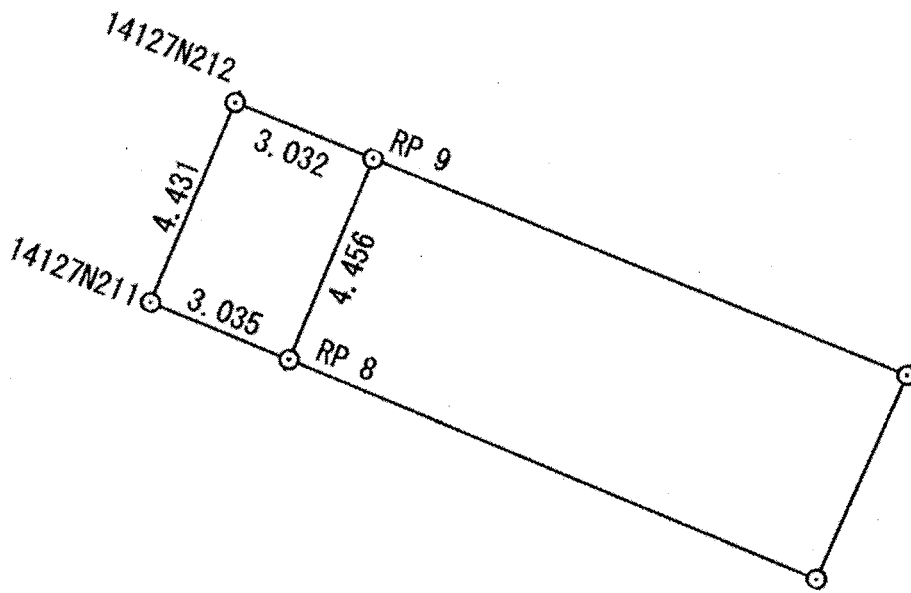
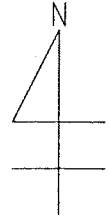
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都北区 赤羽西一丁目	3番6	宅地	65.97	65.97	13.48	株式会社 オ・エム・イ・ コーポレーション	東京都中野区 東中野四丁目 4番5-602号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都北区赤羽西一丁目3番6のうち

13.48平方メートル



単位：メートル

点名	標識	X	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$	
14127N212	(コン杭)	-24886.276	-10472.309	-2.949	30882.839241	
14127N211	(コン杭)	-24890.372	-10474.000	-5.267	55166.558000	
RP 8	(金属標)	-24891.543	-10471.200	2.949	-30879.568800	
RP 9	(金属標)	-24887.423	-10469.502	5.267	-55142.867034	
倍面積					26.961407	m ²
面積					13.4807035	m ²
地積					13.48	m ²

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001
定価

本号
一筒月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

